

1 出入口

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
	<p>利用者の用に供する出入口のうち1以上は、1の部1の項に定める構造に準じたものであること。</p>	<p>・10ページ参照</p>

2 駐車場

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
<p>区画数</p> <p>車いす使用者用駐車区画</p> <p>通路</p>	<p>(一) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合にあつては、車いす使用者用駐車区画が1以上設けられていること。</p> <p>(二) (一)の車いす使用者用駐車区画は、1の部7の項(二)に定める基準に準じたものであること。</p> <p>(三) 1の項に定める構造の出入口から(一)の車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路は、1の部8の項(一)から(三)までに定める構造に準じたものであること。</p>	<p>・32ページ参照</p> <p>・34ページ参照</p>